

入札心得

北九州市病院局が行う「北九州市立八幡病院移転業務」における総合評価一般競争入札は、地方自治法、同法施行令、病院局契約規程及びその他関係法令に定めるもののほか、この心得によって執行します。入札参加者は事前によく読み、間違いのないようにしてください。

1 必要書類の提出

入札説明書に定める書類をそれぞれの提出期限までに、北九州市病院局八幡病院事務局管理課あてに提出してください。

2 入札の準備

見積もりにあたっては、仕様書、入札説明書等をよく確認のうえ、入札してください。この場合において、仕様書等に疑義があるときは、関係職員に説明を受けることができます。

3 入札書の記入

- (1) 入札書は、所定の様式を使用し、日本語で記載してください。なお、金額については日本国通貨（円）によるものとします。
- (2) 契約金額は、入札書に記載された金額に100分の8に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算した金額とするので、入札者は、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

4 入札の方法

- (1) 入札は、技術、機能等に関する書類（以下、「提案書」という。）及び入札書の提出をもって行うものとします。
- (2) 入札は、入札公告で示した日時及び場所で行います。入札開始時刻までに到着しないときは、入札に参加できませんので、遅れないように十分注意してください。
- (3) 入札執行の場所には、入札者以外の立ち入りはできません。
- (4) 入札者は、入札執行について係員の指示に従ってください。
- (5) 代理人による入札を行う場合は、所定の委任状を提出してください。
- (6) 入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- (7) 提出した提案書の書換え、引換え又は撤回をすることは原則としてできませんが、本市から修正、追加提出を求める場合があります。

5 入札の辞退

- (1) 入札参加者は、入札書を投函するまでは、いつでも入札を辞退することができます。
- (2) 入札を辞退したことで、これを理由として以後の指名等について、不利益な取扱いを受けることはありません。
- (3) 入札を辞退するときは、その旨を、次の各号により申し出てください。

ア 入札執行前には、所定の「入札辞退届」を北九州市病院局八幡病院事務局管

理課に直接持参又は郵便により提出すること。ただし、直接持参又は郵送のいとまがない場合にはFAXによる提出を認めるものとする。

イ 入札執行中であっては、所定の「入札辞退届」を入札担当係員に直接提出すること。

6 入札の中止等

入札者が協定して入札したと認められるとき又は入札に不正があると認められるときは、入札の中止、延期又は取消をします。

7 入札の無効

次のいずれかに該当する場合の入札は無効となります。

- (1) 入札参加の資格がなくて入札したとき
- (2) 申請書等に虚偽の記載をした者が入札したとき
- (3) 入札書に入札者の記名押印がないとき又は入札金額を訂正したとき
- (4) 所定の入札書によらない入札をしたとき又は入札書の記載事項が判読できないとき
- (5) 同一事項について2通以上の入札書を提出したとき
- (6) 委任状を提出しないで代理入札をしたとき又は他人の代理を兼ね、若しくは2人以上の代理をしたとき
- (7) 前各号のほか、指示した事項に違反したとき

8 入札に参加できない場合

次のいずれかに該当する場合は、入札に参加することができません。

- (1) 入札者が入札開始時刻までに到着しないとき
- (2) 代理人による入札で委任状が不備のとき

9 落札者の決定方法

- (1) 入札者に提案書及び入札書をもって申込をさせ、後日、総合評価の方法によって得られた総合評価点数の最も高いものを落札者とします。
- (2) 落札者が決定した場合は、落札者にその旨を通知します。
- (3) 詳しくは「落札者決定基準」に記載します。

10 再度入札

- (1) すべての入札者の入札金額が入札予定価格を上回るときは、直ちに、再度の入札を行います。
- (2) 再度入札の回数は、原則として1回とします。
- (3) 1回目の入札において無効とされた入札を行った者は、再度入札には参加できません。

11 異議の申立て

入札をした者は、入札後、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。